

品川区バリアフリー計画策定協議会設置要綱

制定 平成26年6月24日

区長決定 要綱第90号

平成27年3月3日 要綱第139号

平成28年7月1日 要綱第236号

改正 令和6年4月2日

部長決定 要綱第179号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区におけるバリアフリー計画の策定に関し必要な事項を協議するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）第26条第1項に基づく協議会の設置に関して、同条各項に規定されている事項のほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー計画 バリアフリー法第25条第1項に規定される基本構想
 - (2) 重点整備地区 バリアフリー法第2条第1項第24号に規定される地区
 - (3) 住民 重点整備地区の区域内に住所を有する者又は区域内に勤務し、在学し、滞在し、もしくは区域内を通過する者
 - (4) 住民等 住民及び重点整備地区の区域内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人
- (設置)

第3条 区長は、区全域又は次に掲げる重点整備地区ごとに協議会を設置することができる。

- (1) 大井町駅周辺地区
 - (2) 旗の台駅周辺地区
- (所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) バリアフリー計画の策定に関すること
- (2) バリアフリー計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) その他関連する事項

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民等又は住民等の代表者
- (3) 交通管理者
- (4) 道路管理者
- (5) 区職員
- (6) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 協議会は、会務を総理し、協議会を代表する者として、委員長をおくことができる。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(委員の報酬)

第8条 委員に対しては、次に定めるところにより、報酬を支給する。ただし、区その他行政機関の常勤職員である者に対しては支給しない。

(1) 委員長 23,000円

(2) 学識経験者 20,000円

(3) 前号までに掲げる者以外 14,000円

2 前項の報酬額には交通費相当分を含むものとする。

(事務の取扱い)

第9条 協議会に関する事務は、品川区防災まちづくり部地域交通政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、防災まちづくり部長又は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。